

## 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致問題については、事件発生から既に30年以上が経過した。これまでの間、平成14年9月の日朝首脳会談において北朝鮮が日本人の拉致を認めて謝罪し、その後5人の拉致被害者とその家族の帰国が実現したものの、いまだ政府認定の拉致被害者や拉致の可能性が排除できない多くの失踪者の消息がつかめていないのが現状である。

また日朝政府間協議についても、平成24年12月に北朝鮮がミサイルの発射予告を行ったことなどから延期を余儀なくされるなど、問題解決に向けた取組みは遅々として進んでいない。

このような状況の中、長年にわたり北朝鮮の地で救いの手を待っている拉致被害者の苦しみと、拉致被害者の帰りを待つご家族の方々の怒りや悲しみは今も続いている、また高齢化も懸念されるなど、政府は、拉致問題の早期解決にはもはや一刻の猶予もないことを改めて認識すべきである。

北朝鮮では平成23年末に金正日国防委員長が死去し、後継者である金正恩に政権が交代した。

一方で、政権内部で混乱が生じており、拉致被害者の安全が脅かされる危険も懸念され、こうした事態に備えた対策も早急に検討すべきである。

報道によれば、先月17日、北朝鮮の人権状況の調査を行ってきた国連の特別委員会が最終的な報告書を公表した。

それによると、日本人などの拉致は最高指導者の命令に基づいた組織的なものであり、国際法上の「人道に対する罪」に当たると断定している。

拉致問題は、人権侵害であるばかりでなく国家主権の侵害でもあることから、我が国にとってきわめて重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の課題であることは揺るがないところである。

今回の報告書の公表により、拉致問題に対する国際社会の関心が高まるることは間違いない、この機会を捉えて、政府は拉致問題の解決の重要性を国際社会に強力に訴え、強固な国際連携のもと、北朝鮮への制裁措置や圧力を強化して、拉致問題の全容解明と早期解決に向け全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

魚津市議会